

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

本市独自の「障害児施設の利用者負担軽減策」を平成20年度まで継続します！

障害者自立支援法の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、平成18年10月から障害児施設の利用者負担は、これまでの所得に応じた応能負担からサービスの利用量に応じた定率負担（1割負担）に変更され、食費等の実費も利用者の負担となり、多くの利用者の負担が急増することとなりました。

横浜市では、あまりにも急激な改正であったことをふまえ、また利用者負担額の急増により、施設利用の抑制等を招くことがないように、緊急的に18年度内の負担軽減策の実施を決定し、利用者の負担額を従来どおりとしているところです（平成18年8月2日記者発表）。これにより、各都市においても軽減策の動きが広がりました。

その後、横浜市では、11月に国に要望書を提出するなど、制度の抜本的な見直しを強く働きかけてきました。

また、①障害児の家庭への子育て支援の重要性、②入所、通園施設それぞれの特性、③利用者や施設からの声等を考慮しながら、平成19年度以降の対応について検討を進め、国が障害児施設のあり方について検討することとしている平成19年度、20年度の2か年において、利用者の負担増とならないよう、本市独自の利用者負担軽減策を継続することとしました。

【利用者負担の軽減策の基本的な考え方】

- 1 障害児のいる家庭での子育てには、さまざまな負担がかかっています。保護者が安心して子育てができるよう、家庭への負担が急激に増えない配慮が必要です。
- 2 入所施設には、保護者の養育能力の問題から、家庭での養育が困難となり、措置により入所している児童が多くいます。利用契約制度の導入は施設の支援の実態になじまず、また、措置による利用者と契約による利用者との負担額の均衡に配慮する必要があります。
- 3 通園施設における「療育」は、障害児が将来にわたって社会生活を営むための基礎を築くために必要不可欠なサービスです。また、幼稚園との並行利用者が多く（約3割）、費用が多額とならないような配慮も必要です。

【軽減策の内容】

- 1 平成18年10月以降の国基準の新たな利用者負担額と、制度改正前（10月以前）の負担額との差額を全額助成し、利用者の負担増とならないようにします。
- 2 所要額 約2億円／年
※ 軽減策は、各年度の市会における予算審議を経て確定します。

【国への要望行動及び施設利用者の声】 ※裏面参照

1 国の制度及び予算に対する提案・要望書(平成18年11月21日に市長が要望行動)

1 「障害児施設の契約制度及び利用者負担の見直し」(総務省・財務省・厚生労働省)

(提案・要望項目の抜粋)

障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正による

1 障害児入所施設への利用契約制度及び利用者負担の見直し

◆ 入所施設における利用契約制度の導入は、入所児童や保護者の状況、施設の支援の実態にそぐわないため、措置制度に戻し、その上で制度運営に必要な経費を従来どおり国は負担すること。

2 障害児通園施設における利用者負担の見直し

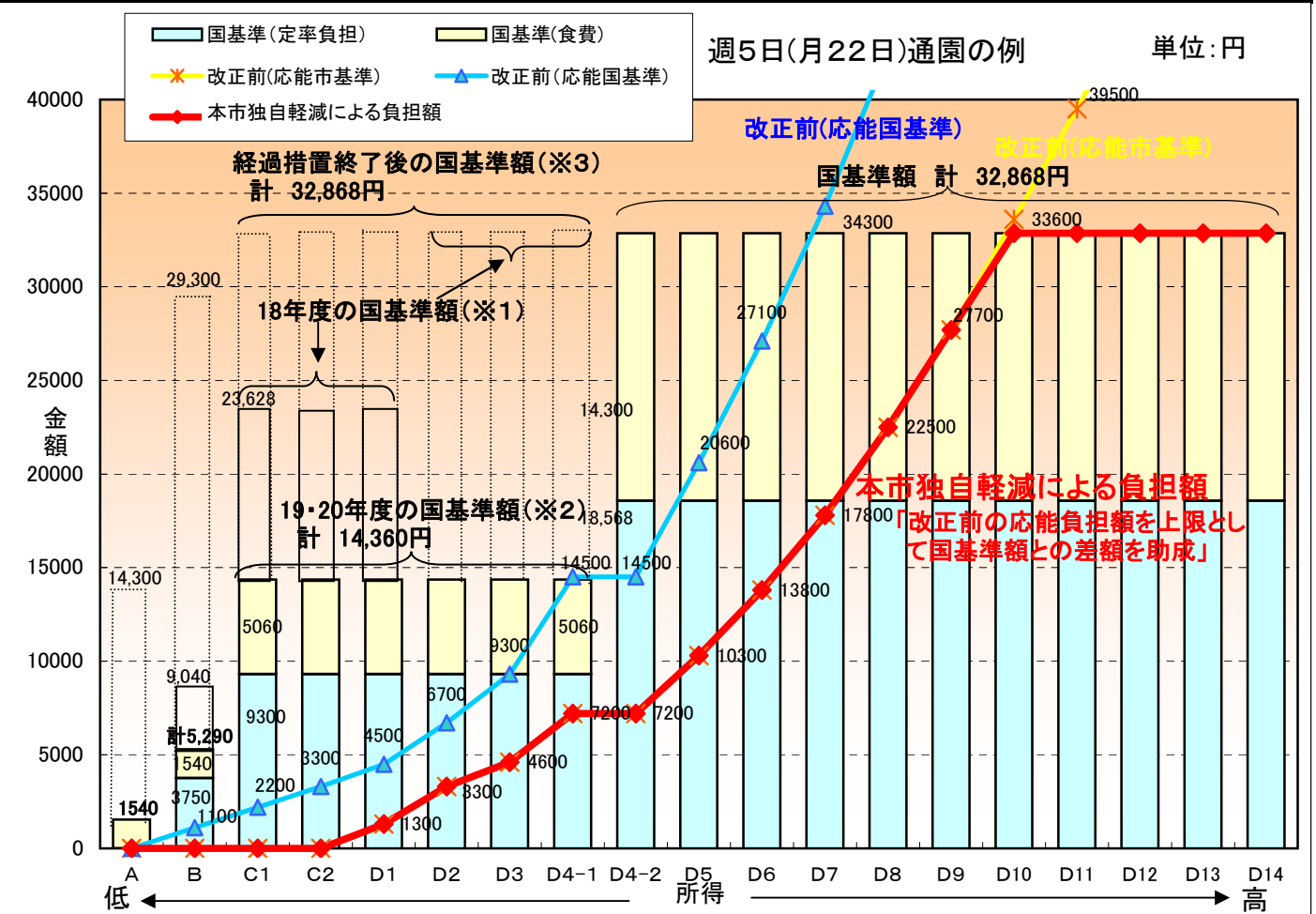
◆ 障害児が通園施設での療育を継続して受けるために、利用者負担は、従来の所得に応じた負担方式に改めること。また、負担額は従来どおりとすること。

2 利用者からの声(通園施設親の会等からの要望書抜粋)

要望団体 地域療育センター親の会等8団体

- 負担の増加により、通園施設の療育をあきらめたり、幼稚園をあきらめたりと、子どもの成長に必要で大切なことが二の次にならざるを得なくなります。
- 子どもは障害に対応する療育があることによってはじめて発達が保障されるのです。費用がかさむことによって療育の機会が損なわれることのないようお願いいたします。
- 障害者自立支援法の施行は、障害児を抱えて前向きに生きていこうと頑張っている家族に非常に辛く、「自分たちで何とかしてください」と言われているようです。
- 独自の利用者負担助成を実施していただき、本当に感謝しています。障害のある子どもたちも暮らしやすい横浜市であり続けてください。

3 利用者負担の状況(通園施設の例)



- ※1 18年度の国基準額:平成18年10月の制度改正時点での負担額。低所得者を対象に利用者負担の一部を軽減。平成20年末までの経過措置。
- ※2 19・20年度の国基準額:国が「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」として昨年12/26に発表。18年度実施の利用者負担の軽減をさらに拡大。平成20年度末までの経過措置。
- ※3 経過措置終了後の国基準額:障害者自立支援法施行から3年経過後(平成20年度末)の国基準額(経過措置終了後)